いわての不動産がわかる情報誌

イーハトーヴ vol. 140

宅建いわて● 2021年４月

一般社団法人　岩手県宅地建物取引業協会
公益社団法人　全国宅地建物取引業保証協会岩手本部

東日本大震災から10年 ―― 3
トラブルから学ぶこと ―不動産取引の紛争事例― ―― 6
あなたの町の宅建協会レポート ―支部活動報告― ―― 9
第15回 きわこさんと学ぶ　北上山地の暮らしと文化 ―― 11
本で知る、いわて 第13回 ―― 12
アンダーエイジの「住んでます！ いわて」第14回 ―― 20
あの日から、岩手。vol.27 ―― 21

目次

2021.4　Vol.140

東日本大震災から10年 …… 3
トラブルから学ぶこと ―不動産取引の紛争事例― …… 6
協会トピックス …… 8
支部活動報告 …… 9
こめんとバトンタッチ …… 10
第15回 きわこさんと学ぶ 北上山地の暮らしと文化 …… 11
本で知る、いわて　第13回 …… 12
INFORMATION …… 14
宅建いわての活動―協会の動き― …… 18
ニューフェイス …… 19
アンダーエイジの「住んでます！ いわて」第14回 …… 20
あの日から、岩手。vol.27 …… 21
業界の変動 …… 22
プレゼントクイズ・読者の窓・編集の窓 …… 23
今号のプレゼント・前号のプレゼントの答えと当選者発表 …… 24

〔表紙〕作者より一言

岩手の春といえば
石割桜。

石を割って咲くという
なんともたくましい生命力。

樹齢360年の**エドヒガン**ザクラ。

爪の**垢**を煎じてごとく
桜の花ビラを煎じて飲めば
そのたくましさに
少しでも近づけるのでしょうか？

皆川 正幸（みなかわ まさゆき）

昭和38年2月12日生まれ　岩手県岩泉町在住
㈱学生援護会an（アルバイトニュース）のイラストレーター、漫画家あだち充氏のアシスタントを経験したほか、講談社コミックボンボン「カッピー」を4年間連載。
平成19年岩泉町へ帰省。
現在は専門学校の非常勤講師も務めている。

ハトマークについて

このハトマークは、全宅連系47都道府県協会のシンボルマークです。2羽の鳩は、「会員業者と一般消費者の信頼と繁栄」を意味しています。また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表わしています。

REAL PARTNER

不動産の取引は安心のハトマークのお店へ！
夢が広がる不動産ネットワーク

ハトマークサイト岩手

不動産情報が検索できる

http://www.iwate-takken.or.jp/

または　岩手県宅建協会　検索

ハトマークサイト岩手は、協会の会員が一般消費者の皆さま方にインターネットを利用して物件情報を公開しているサイトですので、ぜひご覧ください。

タイトル「イーハトーヴ」の由来

イーハトーヴとは、「岩手」（歴史的仮名遣で「いはて」）をもじって作られた宮沢賢治による造語で、賢治の心象世界中にある理想郷を指す言葉。
（フリー百科事典「ウィキペディア（wikipedia）」より）
全国に「岩手」をアピールできる「イーハトーヴ」をこの情報誌のタイトルとしました。

東日本大震災から十年

東日本大震災から十年を迎え、被災した久慈支部・沿岸支部・気仙支部からメッセージを寄せていただきました。

久慈支部　㈲北斗土地開発　代表取締役　三河　正行 さん

東日本大震災が2021年3月11日に発生してから10年を迎えました。

岩手県・宮城県・福島県沿岸部は、壊滅的な被害に見舞われ、多くの尊い命が奪われました。

10年という時を経て、県内はもとより、県外の被災地におきましてもインフラ整備も進み、元の生活に戻りつつあります。

岩手県沿岸では、沿岸復興道路の完成も近づいて参りました。

開通に伴い、久慈市近郊の市町村では観光業・農林水産業・産業流通の活発な動きが期待されております。

一方で、少子高齢化が問題視され、企業誘致等の人材の確保も緊急課題とされています。

我々、不動産業界におきましても人口の減少によって、宅地分譲、建売分譲、賃貸物件の空き家、空室等の問題が発生し、取り組むべき課題は山積しておりますが、支部会員の方々のご協力を賜り、この久慈市近郊の市町村が住みよい街・住んで良かったと思われる街づくりをしていきたいと思います。

末筆になりますが、世界中に蔓延中のコロナウイルス感染症が早期に終息し、平常の生活に戻ることを切に願います。

沿岸支部　㈲みやこ不動産　代表取締役　中嶋　勝司 さん

振り返ればあっという間の10年でした。以前の生活に早く戻りたいのか、何かにせき立てられるように、毎日なりふり構わず突き進んできた感じがします。当時は今より10歳若く気力も充分だったが、現在は無に近い。被災者の感じ方は人それぞれでしょうが、私自身、一見落ち着いてきたように見えるものの、心の内はまだまだです。

大切な人を亡くした人、全財産を失った人、人生が180度変わった人、所得が減った人にとっては、まだまだ復興は遠いことではないでしょうか。そのような人に寄り添って、住宅の確保や資産の利活用の相談相手となるのが私の使命であるのですが、後は私がどれくらい気力をもって臨めるかというところです。

震災後は、台湾を始め、世界中から多くの支援をいただき、被災者の生活再建が進みました。

そして絶対に忘れてはならないのは被災地の復旧・復興のために尽力いただきましたボランティアの方々です。衣類を汚しながら被災地で汗を流す姿に勇気づけられました。

当時は自分のことで精いっぱいで彼らのボランティア中の食事や被災地までの旅費に気を配ることができなかったことが心残りですが、彼らがいなければ今の自分はないと断言できるほどお世話になったボランティアの方々には感謝の一言に尽きます。

気仙支部　㈲大友不動産　代表取締役　大友　芳也 さん

思い起こせば10年前の大震災では、当時の全宅連の会長であった伊藤会長を始め、岩手県宅建協会の多田会長、そして会員の皆さまから、心温まる多大なるご支援とご協力を賜りました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

被災前の町の状況を頭に浮かべながら現在の町を眺めていると、今でも震災直後の変わり果てた町の状況など忘れることのできない悲惨な状態を思い出します。

大津波により会社の事務所もすべて流されましたが、幸い命は無事でした。津波の際は海から遠くへ逃げるのではなく、少しでも高台へ避難することが大事であることを学びました。

今の海岸には巨大な防潮堤や道路などインフラが整ってきてハード面の仕上げが進む一方、地域住民の暮らし等のソフト面はこれからと思われます。

災害公営住宅の実態や空き家問題など、引き続き、行政とタイアップを図りながら宅建業者としてさらなる協力を深め、地域の復興のため努力して参りたいと思っております。

東日本大震災の後、岩手県宅建協会の理事を8年間務めることができましたのも皆様のご支援とご指導の賜物と深く感謝しております。本当にありがとうございました。

岩手県と宮城県、福島県の3県を中心に、甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年。被災地では、震災からの復興とともに、新たなまちづくりが進められているところです。

当協会では、震災の翌年から毎年、本誌4月号において、震災から復興までの歩みを振り返るとともに被災地の今と復興への思いについて関係者からの寄稿と写真により伝えて参りましたが、震災発生から10年の節目となる今号をもって終了いたします。

特集記事による連載は終了しますが、震災の記憶を風化させないため、被災地が抱える課題に向き合いながら今後も情報を発信して参ります。

末筆ではございますが、特集記事の掲載にあたり、ご協力頂いた関係者の皆様に御礼申し上げます。

広報流通委員長　小田島　行伸

2011.3.11

あれから10年

写真でみる
－復興の現状－

陸前高田市

震災直後　陸前高田市提供
震災直後撮影

釜石市

震災直後　浜町　避難道路から：釜石市提供
震災直後撮影

現在　釜石市提供
令和３年１月12日撮影

震災直後　唐丹町：釜石市提供
震災直後撮影

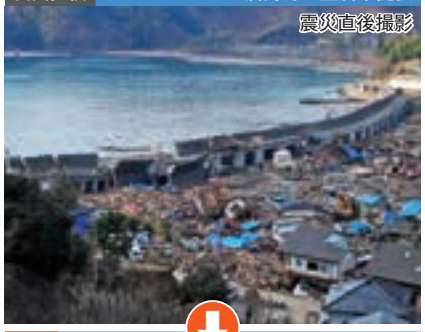

現在　釜石市提供
令和３年１月12日撮影

大槌町

震災直後　大槌小学校（現大槌町役場）：大槌町提供
震災直後撮影

現在　大槌町提供
令和３年３月撮影

震災直後　城山から町の様子：大槌町提供
震災直後撮影

現在　大槌町提供
令和３年３月撮影

山田町

震災直後　大沢地区：山田町提供
平成23年３月31日撮影

現在　山田町提供
令和３年２月10日撮影

震災直後　役場正面：山田町提供
平成23年３月17日撮影

現在　山田町提供
令和３年２月10日撮影

2011.3.11

あれから10年

写真でみる
－復興の現状－

現在　陸前高田市提供　令和３年３月撮影

宮古市

震災直後　宮古市鍬ヶ崎：宮古市提供　平成23年４月26日撮影

現在　宮古市提供　令和３年３月撮影

震災直後　田老地区：宮古市提供　平成23年３月28日撮影

現在　宮古市提供　令和３年３月撮影

久慈市

震災直後　久慈港周辺：久慈市提供　平成23年３月14日撮影

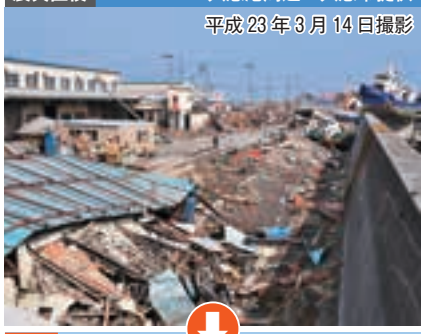

現在　久慈市提供　令和３年３月23日撮影

震災直後　玉の脇地区：久慈市提供　平成23年３月14日撮影

現在　久慈市提供　令和３年３月23日撮影

大船渡市

震災直後　三陸町綾里：大船渡市提供　平成23年３月22日撮影

現在　大船渡市提供　令和３年３月８日撮影

震災直後　大船渡町：大船渡市提供　平成23年３月13日撮影

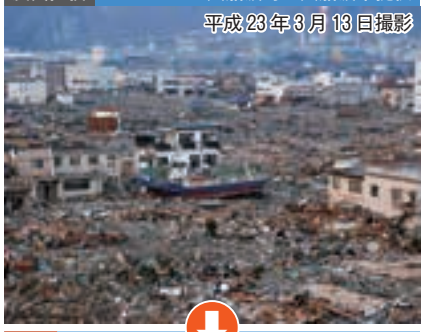

現在　大船渡市提供　令和２年10月21日撮影

賃借人が貸室内へゴミ放置と異臭を発生させた等の迷惑行為が賃貸借契約の解除事由に当たるとされた事例

賃借人が貸室内をいわゆる「ゴミ屋敷」状態にして異臭を発生させ、また火災警報器の復旧や漏水調査を拒否した等により、賃貸借契約を解除したとして、賃貸人が建物や駐車場の明渡し等を求めた事案において、全部認容した事例

（東京地裁　令和元年９月27日　判決
ウエストロー・ジャパン）

1. 事案の概要

原告Ｘ（法人、不動産業）は、平成21年６月17日に賃貸マンション１棟を購入し、建物賃貸借契約及び駐車場賃貸借契約上の賃貸人の地位を承継した。

建物賃貸借契約更新の平成23年３月31日、Ｘと本件マンションの８階一室と駐車場を賃借していた被告Ｙ（個人）は、建物保全に害となる行為や入居者の迷惑となるような行為等の禁止条項のある平成19年３月26日付賃貸借契約書の条項を厳守する旨を確認した。

平成25年２月頃、本件マンションの管理会社は、本件マンション居住者から、Ｙが夜間に共用廊下に座り込んだり、Ｙの貸室内から異臭がでるほどゴミを放置しているとの苦情を受け、これらの行為をやめるよう依頼し、Ｙと確約書を取り交わしたが、その後も状況は改善しなかった。また、平成29年７月には、本件貸室内の火災警報器が断線表示となり、取り付けを行う旨伝えたが、Ｙはこれに応じず、後日、８階で火災警報器が鳴動したため、警備会社や消防署員らが本件貸室内を確認したところ、玄関から２メートル近くゴミ等が積まれ入室できず、火災警報器が復旧できなかったため、本件貸室を含む８階の複数の貸室の警戒区域が未警戒状態となった。

平成29年５月31日、管理会社はＹに対し、本件駐車場閉鎖の旨を通知し、Ｙは同年８月31日に本件駐車場契約を解約する旨を通知したが、引き続きＹは自動車を停めていた。

平成30年３月、Ｘは、Ｙに対し、本件貸室内に大量のゴミを放置して片付けないこと、火災警報器点検を行えないこと等を指摘した上で清掃を依頼し、行わない場合は、本件建物賃貸借契約を解除する意向である旨を通知し、その後も何度か書面で連絡したが、Ｙからの返答がなかったため、同年５月、本件建物賃貸借契約解除の旨の意思表示をした。

Ｘは、Ｙの本件建物賃貸借契約上の禁止行為により、これを解除した。また本件駐車場については、Ｙと賃貸借契約を合意解約したとして、Ｙに対し、本件貸室及び本件駐車場の明渡しと、各明渡しまでの賃料相当損害金の支払いを求める訴訟を提起した。

なお、裁判中の平成30年12月、本件貸室の真下の貸室に漏水が発生し、水道業者から本件貸室が原因との報告を受けた管理会社が、Ｙに漏水調査を依頼したが拒否され、その後も漏水被害が続いたため、Ｘ代理人弁護士と管理会社が、本件貸室のパイプスペースから水道メーターを取り外し、漏水は止まった。

2. 判決の要旨

裁判所は、次のように判示して、Xの請求を全部認容した。

⑴本件建物賃貸借契約の解除事由は認められるか

Yは、本件貸室に、他の入居者から異臭について苦情が出るような状態で、窓ガラスが割れるほど荷物又はゴミを放置している。これによって本件貸室内の火災警報器を十分に調査することができず、その不具合が解消されないため、本件貸室、809号室他から成る本件マンション8階警戒区域は、火災警報器が機能していないという危険な状態にある。

さらに、708号室等からの漏水の際も、本件貸室の中に入室できる状態ではない、裁判中で部屋の中は見せられない等という不合理な理由で、漏水調査を拒否し続けている。

このようなYの行為は、本件建物賃貸借契約における建物保全の害となる行為や他入居者の迷惑となるような行為、その他賃貸人に損害を及ぼすおそれのある行為に当たり、Xの本件建物賃貸借契約の解除事由は認められる。

⑵信頼関係が破壊されない特段の事情は認められるか

Yの前記行為に加え、Yは、①当事者尋問において、本件貸室内の荷物は片付けられる量ではない、割れた窓ガラスも直さない、袋に入っているものはゴミではなく片付ける必要はないと述べ、従前も同様の考えであったと解されること、②夜間、廊下に椅子を出して座り、音楽を聞くなどしているが、管理会社から文書で注意されても、注意されているという認識すら持っていなかったこと、③廊下は共用部分であり、通路は確保されているので椅子を出して座っていても特に問題ないと当事者尋問で述べていることの事情もあり、いかにYが賃料自体は支払い続けているといっても、XとYとの信頼関係が破壊されない特別な事情は認められないというべきである。

⑶管理会社は駐車場の明渡しを猶予したか

XとYは、平成29年8月31日をもって本件駐車場賃貸借契約を解約する旨合意したことが認められる。

これに対し、Yは、管理会社から、本件駐車場の明渡しを猶予されている旨主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はない上、Yの自動車は上記解約の数年前から車検切れであり、このような自動車を本件駐車場に停め続けることを管理会社が承諾するとは解し難い。

以上のとおり、本件建物賃貸借契約には解除事由が認められ、催告の上で解除の意思表示がされたところ、XとYの信頼関係が破壊されない特段の事情は認められず、また、本件駐車場賃貸借契約は合意解約されているところ、Yが明渡しを猶予されているとは認められない。

3. まとめ

本事例は、賃借人が、大量のゴミを放置し、衛生面や火災発生等の危険性の問題がある場合は、建物保全の害となる行為等に該当し、賃貸借契約の解除事由として認められ、また賃借人の一連の行為は、信頼関係の破壊に当たるとされた事例である。

賃貸人は、特に人命にかかわるような迷惑行為について賃借人が改善に応じない場合には、その管理者として、賃貸借契約解除に向け、手続きをする必要があろう。

同様の事例としては（東京地判 平10・6・26RETIO45-92）があり、また、賃借人の建物調査協力義務不履行に基づき、建物明渡しと損害賠償請求が認容された事例として（東京地判　平26・10・20 RETIO100-140）がある。併せて参考にされたい。

（調査研究部調査役）

令和２年度　第４回宅地建物取引士法定講習会を開催

令和３年２月９日（火）にアートホテル盛岡において宅地建物取引士法定講習会を開催しました。

本講習は、宅地建物取引士証の更新または新規交付（試験合格後１年以内の方を除く）の際に必要な講習として、当日は62名が受講しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受付前の検温の実施、マスクの着用及び手指のアルコール消毒の徹底、飛沫防止アクリル板の設置、受講者間の距離の確保等の感染防止対策を講じて実施しました。

次回は、令和３年５月25日（火）にアートホテル盛岡において開催する予定です。

令和２年度　第２回宅建業者等研修会を開催

令和３年２月４日（木）、「重要事項説明書知っておきたい物件調査の勘どころ！」と題し株式会社ときそうの不動産鑑定士　吉野荘平氏を講師にウェブセミナーを開催しました。

吉野講師より「重要事項説明におけるトラブルの傾向として、調査確認ミスが大半を占めている。トラブルを未然に防ぐためには『基本に忠実な物件調査を心掛けること』『不明な点や危険な予兆があれば“ありのまま”を記載し説明すること』を頭において欲しい」とご講義いただきました。

事前に申し込みをいただいた67名が参加（視聴）し、アンケートには「非常に分かりやすく勉強になりました」「物件調査の大切さを再認識しました」「この社会情勢なので今後もウェブで開催をお願いしたい」など関心の高さを感じた研修会となりました。

支部活動報告

●――盛岡支部

「住まいのしまい方講座」個別相談会に相談員派遣

令和２年 12 月 23 日と令和３年２月 19 日の両日、盛岡市の「プラザおでって」において、「住まいのしまい方講座」が開催されました。

この講座は、適正に管理されていない空き家の発生を予防することを目的として盛岡市の主催により開催されたもので、当日は、本講座の開催に併せて、空き家の所有者または空き家を管理している方のほか、将来的に空き家を所有または管理する見込みのある方を対象とした個別相談会が行われました。個別相談会には、盛岡支部から相談員を派遣し、空き家の適正な管理方法や売却、相続等に関する各種相談に対してアドバイスを行いました。

盛岡支部では、引き続き、空き家問題とその解決に向けて取り組むこととしております。

●――奥州支部

IT 重説の運用とデジタル化の取組に関する講演会を開催

令和２年 12 月１日（火）に㈱アート不動産 代表取締役の櫻井大介様を講師にお迎えし、「IT 重説の運用とデジタル化の取組について」をご講演頂きました。

売買契約の IT 重説の運用開始も間近となっており、またコロナ禍で ZOOM 等を使用する機会も増えているため、我々会員にとって非常に興味深く有意義な講演会となりました。

●――二戸支部

「二戸市立地適正化計画」に関する事業説明会に出席

令和３年２月 15 日に二戸地区合同庁舎において二戸市が導入を計画している二戸市立地適正化計画に関する事業説明会が開催されました。

これは人口減少や高齢化が見込まれる中においても、地域の宝や多様な世代の生活様式に応じて安心して暮らしていける街づくりの実現を目指すもので、計画では住宅地開発や集合住宅を誘導する「居住誘導区域」や市民生活を支える様々な施設を誘導する「都市機能誘導区域」を設定するものです。

この区域外に建築行為や開発行為を行う場合は事前に届け出が必要になるとともに、この内容は二戸市における土地取引で重要事項説明書に記載しなければならなくなったこともあって、当日は建設業者や宅地建物取引業者が多く出席し、計画に対して活発な質疑応答が行われました。

こうした計画により今後の土地取引が活発になることを願っています。

こめんと バトンタッチ

Vol.139 のラストコメンテーター
㈱日高地所　高橋　智さんから、
㈱ウッディ開発　千田　理恵さんへ
バトンタッチ！

「 部長 」

千田　理恵さん（378 人目）

㈱ウッディ開発（奥州支部）
奥州市水沢天文台通り 2-7
TEL.0197-23-2186

去年の春から、茶色くて毛がモフモフしてる犬が社長と共に出社して来ます。ペキニーズとトイプーの MIX 犬で名前が【部長】です。社長が命名。

部長が朝来てする事は、朝の掃除の邪魔をする事から始まり、掃除が終わると、社長におもちゃを持って行き、【投げて遊べ】と無言の指示をだし、しばし遊ぶ。社長が外出すると、私のイスに前足を掛けて【膝に乗せなさい。そして私を撫でなさい】と無言の指示をだします。膝にいるうちにたまに爆睡しています。社長が帰って来ると、イスからジャンプして出迎えます。そして誰よりも先にお昼ご飯を【秒】で完食し、社員のご飯を狙って過ごしています。

そんな、部長がウッディにはおります。

次は、AVANTI ㈱の佐藤智恵美さんにバトンタッチ！

「 今年の年末年始 」

佐藤　智恵美さん（379 人目）

AVANTI ㈱（奥州支部）
奥州市水沢台町 1-52
TEL.0197-34-1251

今年の年末年始は静かなお正月を過ごしました。県外にいる親戚はコロナの影響で来られないので、子供達には少し物足りないお正月だったと思います。

でも、私にとっては家族だけで過ごせる貴重なお正月となりました。結婚して十数年になりますが、誰も来ないお正月は初めて！子供達も大きくなり、初めて一緒に除夜の鐘をきくことが出来ました。お正月中はどこにも出かけず、サンタさんから届いた 500 ピースのパズルを仕上げ、100 均で買ったブロックを作り、なわとび、散歩、冬休みの宿題の丸付けなどで、あっという間のお休みでした。

映画もスケートも連れて行ってあげられなかったので、コロナが収まったらどこかへ連れて行ってあげたいです。

次は、積水ハウス不動産東北㈱の依田隆宏さんにバトンタッチ！

「 水沢の変化・発展 」

依田　隆宏さん（380 人目）

積水ハウス不動産東北㈱
北上賃貸営業所（北上支部）
北上市大通り 2 丁目 2-22　TEL.0197-65-6768

奥州市水沢出身の私が、地元の高校卒業後、仙台の大学に進学して岩手を出てから、18 年ぶりに岩手へ住むことになったのは 2018 年 5 月のこと。住まいは北上になったが、仕事の担当エリアが奥州・一関なので、車でいろいろなところを走っている。ところどころ変わったところはあるが、大きく様変わりはしていないと感じた。

転勤してきてからもうすぐ 3 年経過するが、水沢に暮らしていない 18 年の間の変化より、仕事で回っている 3 年の方が、いろいろなお店ができたり、作っているところだったりと、市内も変化してきている気がする。新しいお店ができるのは、昔も今も変わらず楽しみだ。今は車ですぐのところでも、高校までは移動手段は自転車がメインであり、遠くに感じたものだ。改めて考えると行動範囲が狭かったなぁと思う。

担当業務の性質上、直接的に街の発展に貢献できるわけではないが、出身地の発展に少しでも力になれるように頑張りたいと思う。

次は、誰かな？

きわこさんと学ぶ

北上山地の暮らしと文化 第15回

文：高橋稀環子（たかはし きわこ）

〔Profile〕北上山地民俗資料館　主査兼学芸員。北海道出身。1993年、岩手大学人文社会科学部進学を機に岩手に住み着く。1999年より北上山地民俗資料館に勤務。

岩手県のおよそ3分の2もの面積を占める北上山地。そのほぼ中央に位置する、宮古市川井地域に受け継がれてきた民俗資料を展示する「北上山地民俗資料館」の学芸員・高橋稀環子（たかはし・きわこ）さんが、北上山地に伝わる暮らしと文化を紹介します。

まぼろしの「栗ぶかし」

郷土料理とは、その土地ならではの食材や調理方法が用いられ、広く伝承されているものをいいます。ふるさとを離れた人にとっては懐かしい思い出の味といえるでしょう。訪れる人にとっては物珍しく、新鮮に感じられるかもしれません。また、行事や習慣と相まって伝承されている場合も多く、その土地の文化について理解するきっかけの一つにもなると思います。

就職してから折々にご馳走になった川井地域の郷土料理には、忘れられない味がたくさんあります。イワナでとった出汁が素朴ながらも深い味わいのそば切り、主食になりそうなほど食べ応えがある岩豆腐、小豆きみ団子はタカキビ粉で作った団子が絶妙な歯ざわりのお汁粉、ホオ葉にくるまれた初夏を感じさせる香り高いおふかし、集まりがあると必ずふるまわれる熱々のお煮しめ…。平地が少ない限られた土地の条件のなかで工夫して行われてきた雑穀栽培、沢々の水を集めた閉伊川や四季の変化がもたらす多様な山の幸、それらを生かした豊かな食文化を見て取ることができます。

その中で、私にとってまぼろしの郷土料理がありました。「栗ぶかし」という郷土料理です。

再現していただいた「栗ぶかし」

「栗ぶかし」の材料は、皮を除いたクリの実とタカキビの粉、そして粉に湿り気を与えるための水と、とてもシンプルです。調理の行程もシンプルで、タカキビの粉とクリの実を蒸すことで粉が接着剤の役割を果たし、大きく一つにまとまります。鉄なべの中にクリとタカキビの粉を交互に何層も重ねて、炉の火でじっくりと蒸しながら、どっさりと作るものだったそうです。節句や集まりのときのご馳走でした。

収穫して乾燥中のタカキビ（宮古市小国地区）

この「栗ぶかし」には別名があります。「かなくそ餅」というのです。「かなくそ」とは鉱滓（こうさい）のことで、鉄を作るときに出る不純物の塊です。教えてくださった方は皆さん「料理の名前にはふさわしくないなあ」とおっしゃいましたが、タカキビ粉の褐色と、クリのゴツゴツした見た目が似ていて、言い得て妙だと思いました。

「栗ぶかしはクリを食べるための工夫、料理なんだ」と教えてくださった方がいます。旬のクリを美味しく食べる工夫として、加熱すると弾力を持つタカキビの粉が選ばれています。また、鬼皮や渋皮を取り除く作業や、蒸し上がるのにかかる時間を思うと、家族のため、行事で集まる人のために手間暇かけて作られたご馳走といえます。とても印象に残った一言です。

現在ではタカキビの栽培が少なくなり、さらにクリを昔ほど食べなくなった、という背景から「栗ぶかし」を家庭で作ることはほとんど無いようです。存在は知っているのに簡単に食べることができない、そのため私にとってはまぼろしの「栗ぶかし」だったのです。

食い意地が勝り、先日、ついに試食する機会に恵まれました。タカキビの粉が手に入ったからと、昔を思い出して作ってくださった方がいたのです。「砂糖が入っていないから味はどうかな？」とおっしゃいましたが、タカキビの味とクリの甘味を感じながら美味しくいただきました。「昔のクリは小粒でもっと甘かった」「クリの季節までタカキビの保管はどうしていたんだろう」など、昔の話もはずみました。こんなまぼろしの郷土料理の掘り起こしも、地域の文化を伝えるうえでの大切な課題だと思っています。

本で知る、いわて

第13回

いやよいやよも旅のうち
北大路 公子　著
集英社文庫　2020 年 4 月発行

自分には旅人の要素はまったくない、旅人ではなく「留守番人」だというエッセイストが担当編集者に連れ出され、北海道から沖縄まで6道県を旅することに……。その中に岩手県がありました。

岩手で訪ねたのは、花巻・遠野・盛岡。花巻で宮沢賢治にふれ、遠野ではレンタサイクルに乗る予定が組まれていました。しかし、著者が自転車に乗るのは30年ぶり。旅の前から「転んで死んでしまう」という妄想で頭がいっぱいになっていたため、岩手編の出だしは乗りたくない自転車のことばかり。なかなかの「いやいや」ぶりが笑えます。

盛岡では、わんこそばを体験し、なぜ引き受けたのかと後悔したトークイベントに出演。愚痴を言いながらも、滞在中に盛岡三大麺を制覇したくだりに「旅人だし！」と、思わずツッコミを入れて読みました。

本から、連想ゲーム

お椀の中にもてなしを

盛岡と花巻に起源説がある、わんこそば。それぞれ原敬と南部の殿様に由来するそうです。「はい、じゃんじゃん」という掛け声とともに、お給仕さんがお客さんの手元の椀にひと口分ほどの蕎麦を投げ入れるのが、盛岡スタイル。一方、花巻では「ゆっくり自分のペースで」食すのが基本といいます。もちろん、何杯食べられるか、挑戦することも可能。スタイルは違えども、もてなしの気持ちは同じです。

観光客や地元グループがわいわい言いながらチャレンジする様子は、見ているだけで楽しくなってくるもの。以前と同じように憂いなく、じゃんじゃん、あるいはゆっくり味わってもらえる日が早く来るようにと願うばかりです。

芥川賞作家・直木賞作家を輩出するとともに、岩手を舞台にした作品が出版されるなど、本にまつわる話題の尽きない岩手。「文学の国」と呼んでもいいほどの豊かな土壌があるのだと思います。そこで、こんなページをつくってみました。

岩手出身やゆかりの作家の本、岩手にまつわる内容が含まれる本、あんな本こんな本……を通じて、どんな「いわて」が見えてくるでしょうか。

文：内澤 稲子 プロフィール にゃー

盛岡市在住のライターで編集者。新聞記者を経てフリーに。大人のための北東北エリアマガジン『rakra（ラ・クラ）』創刊に編集長として参加し、現在も関わっている。猫好き。

本から、連想ゲーム

駅から始まる旅もある

久しぶりに三陸鉄道に乗る機会がありました。よく晴れた昼下がり、トンネルを抜けたあとで目の前に広がる青い海と空には、やはり感動。絶景ポイントで停車してくれるので、思わずスマホを取り出しました。

『逃北』の著者は、青森を目指して三陸を北上したとのこと。宮城から岩手に入り、三鉄に乗車しました。気まぐれに降りたのは、小石浜駅（現在は、恋し浜駅）。ふらふらと散歩して、また乗車。無人の白井海岸駅でもあえて降り、買っていたウニ弁を堪能……。

ああ、こういう楽しみ方もありだなあ。ふらりとどこかの駅で降り、風景を味わうのもいい。それは、駅から始まる小旅行。旅から遠のいてしまっている今、本書を読み返しながら沿岸地域の風景を思い浮かべていました。

逃北〜つかれたときは北へ逃げます

能町 みね子　著

文春文庫　2016 年 10 月発行

「とうほく」と読むの？と手に取った単行本は 2013 年の発行。帯には「稚内、小樽、夕張、青森、三陸、宮城、グリーンランドまで！」とありました。本当に「北」だらけ。のちに発行された文庫版の巻末には、俳優・千葉雄大との特別対談が収録されています。

嫌なことがあって疲れきると、北に向かうという著者。北に逃げたい衝動を「とうほく」と呼び、最初に就職した会社を辞めたいと思ったときも、30 歳の誕生日にも北にいたそうです。そして、ほとんど観光地を訪ねず、そこに住むというバーチャル移住を体験しながら、旅先のコンビニやスーパーに入るのを楽しんでいると書いています。

第 3 章「三陸海岸にて」は 2001 年、著者 22 歳の旅の回想。添えられたイラストにも、20 年前の沿岸の空気が閉じ込められていました。

岩手県宅建協会主催 宅地建物取引士 法定講習会のお知らせ

宅地建物取引士証の更新または新規交付（試験合格後１年以内の方を除く）の際は、都道府県知事の指定した講習を受講する必要があります（宅建業法第 22 条の 2）。当協会は、岩手県知事の指定を受けて宅地建物取引士法定講習会を実施しています。

法定講習を受講する際は、事前の申し込みが必要です。

法定講習は、有効期間満了の６か月前から受講できます。

岩手県で登録され、有効期間内の宅地建物取引士証を所有している方には、有効期間満了日までに **当協会** から「宅地建物取引士法定講習会の受講案内」を岩手県に登録されている住所に送付します。受講を希望される方は、受講案内に従って手続きをしてください。

氏名・住所・本籍・勤務先に変更がある場合は、法定講習受講申込前に、「変更登録申請」をしてください。

試験合格後１年以上経過している方や、取引士証の有効期間が満了した方で、新たに取引士証の交付を希望される方につきましては、受講案内をお送りいたしますので当協会にご連絡ください。

会員の皆さまにおかれましては、**当協会が実施** する「宅地建物取引士法定講習会」を受講いただきますようお願い申し上げます。

令和３年度

宅地建物取引士法定講習会のご案内

【宅地建物取引士法定講習会の日程は下記のとおりです】

【第１回】　令和３年　５月 25 日（火）
【第２回】　令和３年 10 月 28 日（木）
【第３回】　令和４年　２月　９日（水）
午前９時 30 分～午後５時 00 分（受付９時）

会場　アートホテル盛岡（旧：ホテル東日本盛岡）
盛岡市大通３丁目３番 18 号

〈問い合わせ先〉
一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会
盛岡市前九年１丁目９番 30 号　℡ 019-646-1111

お　願　い

岩手県においては、法定講習の実施団体として、平成 29 年度より **全日本不動産協会岩手県本部** も講習会を実施しているため、同団体から受講案内が届くことがあります。

受講を申し込まれる際は必ず実施団体 **（当協会はハトマーク入り封筒で案内を送付しています）** をご確認のうえ、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受付前の検温の実施、会場内でのマスクの着用、手指のアルコール消毒の徹底、飛沫防止アクリル板の設置、受講者間の距離の確保等の感染防止対策を講じて実施します。

ウイルスなどの感染予防「６つ」のポイント

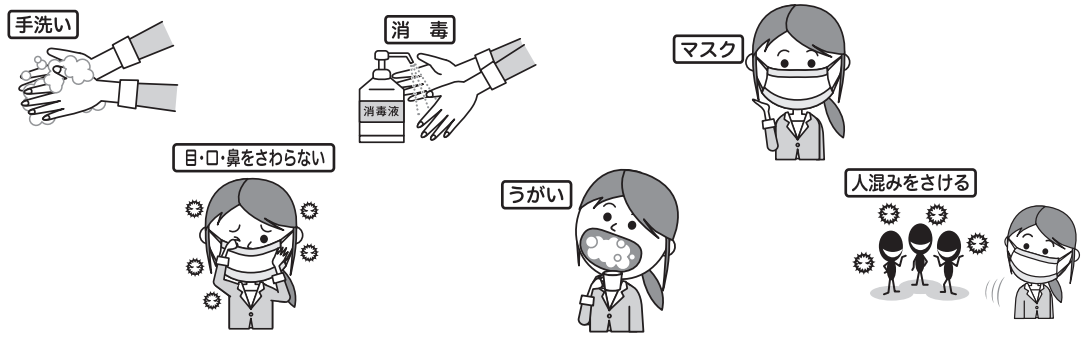

宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う押印を求める手続の見直しについて

宅地建物取引業等に係る申請・届出等の様式につきましては、申請者等の押印が必要とされておりましたが、宅地建物取引業法施行規則が一部改正されたことに伴い、令和３年１月以降に行う申請・届出等において、同法施行規則を根拠とする下記様式への押印が不要となりましたのでお知らせします。

Ⅰ　宅地建物取引業者関係

書類	様式
1　宅地建物取引業者免許の申請に係る書類	
（1）免許申請書	様式第一号（第一条関係）
（2）誓約書	様式第二号（第一条の二関係）
（3）専任の宅地建物取引士設置証明書	様式第二号（第一条の二関係）
（4）事務所を使用する権原に関する書面	様式第二号（第一条の二関係）
（5）略歴書	様式第二号（第一条の二関係）
2　宅地建物取引業の諸事項変更に係る書類	
（1）宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書	様式第三号の二（第四条の二関係）
（2）宅地建物取引業者免許証再交付申請書	様式第三号の三（第四条の三関係）
（3）宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	様式第三号の四（第五条の三関係）
3　廃業等に係る書類	
（1）廃業等届出書	様式第三号の五（第五条の五関係）
4　供託をした旨の届出に係る書類（自ら営業保証金を供託したとき）	
（1）営業保証金供託済届出書	様式第七号の六（第十五条の五関係）
5　宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の届出に係る書類	
（1）届出書（五十条二項の届出）	様式第十二号（第十九条関係）

Ⅱ　宅地建物取引士関係

書類	様式
1　宅地建物取引士資格登録に係る書類	
（1）宅地建物取引士登録申請書	様式第五号（第十四条の三関係）
（2）実務経験証明書	様式第五号の二（第十四条の三関係）
（3）誓約書	様式第六号（第十四条の三関係）
2　宅地建物取引士の登録移転に係る書類	
（1）宅地建物取引士登録移転申請書	様式第六号の二（第十四条の五関係）
3　宅地建物取引士の登録事項変更に係る書類	
（1）宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	様式第七号（第十四条の七関係）
（2）宅地建物取引士死亡等届出書	様式第七号の二（第十四条の七の二関係）
4　宅地建物取引士証の交付に係る書類	
（1）宅地建物取引士証交付申請書	様式第七号の二の二（第十四条の十関係）
（2）宅地建物取引士証書換え交付申請書	様式第七号の四（第十四条の十三関係）
（3）宅地建物取引士証再交付申請書	様式第七号の五（第十四条の十五関係）

変更・免許更新・廃業手続きについて

変更届について

宅建業者名簿登載事項の変更届出は 30 日以内に

宅建業者は、免許を受けた後、次の事項について変更があった場合には、その変更が生じた日から 30 日以内にその旨免許を受けた国土交通省大臣または都道府県知事に届け出なければなりません。（宅地建物取引業法第 9 条）

①商号または名称　②法人の代表者・役員　③政令で定める使用人
④専任の宅建士　⑤主たる事務所の所在地　⑥従たる事務所の新設・増設・所在地
⑦法人の代表者・役員の氏名、個人の代表者の氏名、政令で定める使用人の氏名、専任の宅建士の氏名

※免許権者（岩手県知事・国土交通省大臣）に変更届出を行った後、速やかに宅建協会に「会員名簿登録事項変更届（添付書類含む）」を提出して下さい。

免許更新について

更新の手続きは有効期間満了日の 90 日前から 30 日前まで

宅地建物取引業免許の更新手続きの申請は、有効期間満了日の 90 日前から遅くとも 30 日前までに必ず手続きを行って下さい。（事務処理上、期間満了の 50 日前までに提出されることをお勧めします。）

受付期間内に手続きを行わない場合、現在の免許は期間満了と同時に失効します。その後、宅地建物取引業を営もうとする場合は、新たに免許申請に係る手続きと協会への入会手続きが必要となりますのでご注意願います。

なお、会員の方には宅建協会より有効期間満了の 3 カ月前に更新に関するお知らせハガキをお送りしておりますのでご確認願います。

廃業届について

協会の退会手続きもお忘れなく

宅地建物取引業を廃業する場合、免許権者に「廃業等届出書」を提出のうえ、宅建協会に退会届を提出して下さい。退会届提出後、弁済業務保証金分担金の返還手続きを開始します。

※年会費の請求につきましては、毎年 4 月 1 日現在の会員に対して行われます。免許権者（岩手県知事・国土交通省）へ廃業・変更の手続きをしても、協会に届出をしていない場合や、協会への届出が 4 月 1 日以降になった場合、年会費の支払い義務が生じますのでご注意下さい。

令和２年度
宅地建物取引士資格試験（12 月 27 日実施分）実施状況と試験結果

新型コロナウイルス感染症の影響により、12 月 27 日（日）に追加試験として実施された宅地建物取引士資格試験の合格者が、令和３年２月 17 日（水）に発表されました。本県における追加試験の実施状況は下記のとおりです。

1. 岩手県の実施状況

（1）申込者数	326 人
（2）受験者数	198 人
（3）合否判定基準	50 問中 36 問以上正解した者を合格者 （登録講習修了者は 45 問中 31 問以上正解した者）
（4）合格者数	8 人
（5）合格率	4%

不動産に関する各種無料相談のご案内

当協会及びハトマークグループでは不動産に関する各種無料相談を実施しています。相談する内容等に応じてご利用ください。

【相談員による不動産専門相談について】

当協会では、不動産に関する様々な問題等について、実務経験が豊富な相談員（宅地建物取引士）による専門相談を実施しています。

当面の間、新型コロナウイルス感染症予防のため、面談による相談を中止し、電話による相談のみ受付していますのでご了承ください。

≪相談員（宅地建物取引士）による不動産専門相談窓口≫
☎ 019-646-1111 【(一社)岩手県宅地建物取引業協会】
受付時間　13：00 ～ 15：00
火曜日・木曜日（祝日・年末年始を除く）

【「不動産契約書」及び「重要事項説明書」に関する電話相談について】

ハトマークグループでは、実務に精通した相談員による「不動産契約書」及び「重要事項説明書」の内容等に関する電話相談を実施しています。

相談時間は 15 分以内となります。

なお、この窓口は「不動産契約書」及び「重要事項説明書」に関する内容に限定しているため、取引上のトラブル等については対応いたしませんのでご注意ください。

≪「不動産契約書」及び「重要事項説明書」に関する電話相談窓口≫
☎ 03-5821-8118 【(公社)全国宅地建物取引業協会連合会】
受付時間　13：00 ～ 16：30
月・火・木・金（祝日・年末年始を除く）

協会の動き

令和2年12月1日～令和3年2月28日

12. 1　［全宅保証］苦情解決・弁済業務合同研修会（東日本地区）（Web 研修　多田本部長、常陸苦情相談委員、中村事務局員）

12. 2　［宅建協会］［保証協会］第 9 回正副会長会

12. 3　［東日本不動産流通機構］新レインズシステム研修会（Web 研修　中村事務局員）

12. 4　［全宅保証］苦情解決・弁済業務合同研修会（西日本地区）（Web 研修　多田本部長）

12. 7　［宅建協会］［保証協会］第 10 回正副会長会

12. 8　［全宅管理］第 4 回理事会（Web 会議　髙橋副会長）

12.15　［全宅保証］第 8 回弁済業務委員会（東班）（Web 会議　多田本部長）

12.16　［宅建協会］［保証協会］会計指導（財務委員会）

12.21　［全宅連］［全宅保証］第 2 回合同正副会長委員長会議（Web 会議　多田本部長）

12.22　［不動産流通推進センター］審査委員会（Web 会議　多田会長）

12.23　盛岡市「第 1 回住まいのしまい方講座」個別相談会（プラザおでって　盛岡支部）

1. 6　［宅建協会］［保証協会］第 11 回正副会長会

1.14　［宅建協会］［保証協会］予算編成会議

1.15　［全宅連］東日本地区指定流通機構協議会第 2 回幹事会（書面開催）

1.18　［宅建協会］［保証協会］会計指導（財務委員会）

1.19　［全宅保証］第 9 回弁済業務委員会（全体会）（Web 会議　多田本部長）

1.24　八幡平市空き家相談会（八幡平市役所　盛岡支部）

1.25　［宅建協会］第 5 回理事会　［保証協会］第 5 回幹事会

1.27　［全宅保証］第 2 回苦情解決・研修業務委員会（Web 会議　多田本部長）

2. 2　［宅建協会］［保証協会］第 12 回正副会長会

2. 4　第 2 回宅建業者等研修会　受講者 67 名（Web 研修）

2. 8　［全宅連］［全宅保証］都道府県宅建協会・本部事務局長会議（Web 会議　馬場事務局長）

2. 9　第 4 回宅地建物取引士法定講習会　受講者 62 名（アートホテル盛岡）

2.15　［全宅保証］第 3 回監査会（Web 会議　多田本部長）

2.17　［全宅保証］第 10 回弁済業務委員会（西班）（Web 会議　多田本部長）

2.18　［（公財）不動産流通推進センター］第 2 回通常理事会（Web 会議　多田会長）

2.18　［宅建協会］［保証協会］会計指導（財務委員会）

2.18　［宅建協会］［保証協会］第 1 回総務委員会

2.19　［宅建協会］第 4 回広報流通委員会

2.19　盛岡市「第 2 回住まいのしまい方講座」個別相談会（プラザおでって　盛岡支部）

苦情相談委員対応による不動産無料相談を毎週火曜日と木曜日（祝日を除く）に開催しています。

ニューフェイス★

令和2年12月1日～令和3年2月28日

㈱ HAUS

免許証番号／岩手県知事（1）第2665号
代表者／小原　雅哉
宅地建物取引士／竹原　久子
所在地／岩手県盛岡市中屋敷町7-35
TEL：019-601-9510
FAX：019-601-9511

新入会員紹介　Q&A

Q1. 代表者の出身地はどこですか。⇒遠野市
Q2. 趣味または特技は何ですか。⇒料理
Q3. 開業したきっかけを教えてください。⇒土地に関する相談が増え、お客様のご要望により広くお応えして行きたく開業を決めました。
Q4. 協会に期待することは何ですか。⇒経験がなく不慣れなことばかりです。様々な面でご指導、ご鞭撻頂けますと幸いです。
Q5. これからの意気込みをお願いします。⇒お客様にご満足いただけるよう、また盛岡の街並みをより良くできるよう、一同切磋琢磨して参りたいと思っております。これからもよろしくお願いいたします。

フォーライズ土地再生㈲

免許証番号／岩手県知事免許(1)第2667号
代表者／澤田　定史
宅地建物取引士／澤田　定史
所在地／盛岡市菜園1-12-6
　　アーヴァーズビル405
TEL：019-606-6868
FAX：019-606-6869

新入会員紹介　Q&A

Q1. 代表者の出身地はどこですか。⇒八戸市
Q2. 趣味または特技は何ですか。⇒ジャズバンド活動(担当ベース)
Q3. 開業したきっかけを教えてください。⇒年齢的にもチャンスは今しかないと思い、開業しました。
Q4. 協会に期待することは何ですか。⇒会員同士が交流できる機会を設けて頂きたいと思います。
Q5. これからの意気込みをお願いします。⇒積極的に土地等の有効活用を提案していきます。

2020年2月1日より
不動産業を新規開業するみなさまをサポートします！

入会に必要な初期費用から100,000円を減額します

入会金　~~700,000円~~ ➡ 600,000円

独立・開業をお考えの方は ハトマークの協会へ

全国で約10万名の会員。
県内宅建業者の約85%が加盟。
確かな会員ネットワークでビジネスをサポートします。

連帯保証人・推薦人不要！　年会費初年度免除！

①営業保証金（本店1,000万円、支店500万円）の供託に代わり弁済業務保証金分担金（本店60万円、支店30万円）を納付して営業を開始できます。
②新規開業者等に対するセミナーをはじめ、年5回ほど研修会を実施し資質の向上を図っています。
③広報誌の配布、レインズシステム、ハトマークサイトの利用等、営業活動を強力にサポートします。
④トラブルの早期解決のため相談窓口を設け対応しています。
⑤長期・固定・低利の全宅住宅ローンが取り扱えます。

問い合わせ先
盛岡市前九年一丁目9番30号　一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会
TEL 019－646－1111　　FAX 019－646－3939

第14回

住んでます！いわて

アンダーエイジ

〈左：熊谷由輔　右：結城多聞〉

吉本興業「あなたの街に住みますプロジェクト」で、岩手県担当芸人となり、2011年から岩手に住んでいるアンダーエイジのお二人。県内各地を行脚しているアンダーエイジならではの視点で岩手県の魅力をご紹介します。

熊谷由輔 >>>> 今回は岩手町。

岩手町は、岩手県岩手郡岩手町という、「岩手」を全面に押し出した名称や、北緯40度線が通っていたり、春みどりという糖度がとても高い甘いキャベツが特産だったり、彫刻の町としても有名で石神の丘美術館という観光名所があったり、ホッケーにも力を入れていて、オリンピック選手を輩出したりと、とても個性豊かな町。

その中でも僕が推したいのは、「キャベツマン」という覆面ご当地ヒーローです。

様々なイベントで春みどりや、それを使用した岩手町のB級グルメ「岩手町焼うどんを宣伝するヒーローなのですが、何が凄いって、そのキャラクターです。

何をされても全力で突っ込むという、今で言う…アンジャッシュの児島さんのような張り芸を、素人が完全に使いこなしているのです。

もし見かけたら「レタスマン？」と、イジってみて下さい！

児島さんバリに「キャベツだよ！」と返して来ます。

僕もテレビ番組等のアンケートでよく、「地元で面白い人いませんか？」と、来るたび“キャベツマン”です。と答えています。

本当に誰からも愛されるし、笑いのスペックも相当高い最強の素人だと思います。

食べ物も美味しい、観光名所もある、そして、人も面白い岩手県岩手郡岩手町、魅力的な町です。

結城多聞 >>>> 「たもんチャンネル」登録お願いします！

岩手県に住み始めて、今年の4月30日でちょうど10年が経つ。しかし、「やったぁ！ 10周年だぁ！みんなでお祝いしてぇ！」なんて感覚は全くない。むしろ「あれ？ちょっと待って。まだ何もやってないのにもう10年？やばい！」という感覚だ。「岩手県を盛り上げるために頑張ります！」と、自分の顔の横で右の拳をギュッと握り「怪しい者ではございません」と言わんばかりに満面の笑みを浮かべながら意気込んでいた当時の「住まわせていただきます」感はどこに行ってしまったんだろう。今こそ原点回帰が必要だ。

というわけで、岩手県を盛り上げるために政治家になることに決めました。皆様、次の選挙では清き一票を…いや違う！違う！原点回帰のつもりで当時の顔の横の握り拳を思い出していたらとんでもないことを言ってしまっていた！危ない、危ない。改めて、岩手県を盛り上げるためにユーチューブ『たもんチャンネル』（チャンネル登録お願いします！）で岩手のスポーツを全部応援することに決めた。たもんチャンネル（チャンネル登録お願いします！）では、釜石シーウェイブス、岩手ビッグブルズ、いわてグルージャ盛岡、そして岩手競馬などなど、岩手のスポーツを全力で応援する。全くもって微力だしほとんどのジャンルにおいてにわかな知識しかないたもんチャンネル（チャンネル登録お願いします！）ではあるけれども、胸を張って「20周年です！」と言えるように今からコツコツやっていこうと思う。

【プロフィール】岩手県花巻市出身の熊谷由輔と、山形県出身の結城多聞。よしもと唯一の東北出身者同士のコンビ。2011年より岩手県住みます芸人に就任、テレビ・ラジオなど日本で一番大きな県「岩手」を縦横無尽に活動中。

【レギュラー番組】

岩手朝日テレビ	「Go!Go! いわて」	毎週土曜日 9：30～
テレビ岩手	「うまのわ」	毎週土曜日 16：55～
IBCラジオ	「アンダーエイジの気分は爽快シャキッとラジオDX」	毎週土曜日 22：00～
FM岩手	「花金ラジオ★HYPER」	毎週金曜日 19：00～
えふえむ花巻	「フラワープラス」	毎週火曜日 11：30～

あの日から、岩手。Vol.27

楽描き人（らくがきにん）
みうらのろこ

写真の巡回展示も始まり、9月を過ぎた頃。「ねーさん」こと、そのだつくしさんの「ずったり岩手」連載開始。ちょこちょこと私のことも描いてくださってるのもありがたいですが、その後の沿岸のこと・岩手のあるある盛りだくさんで面白いですよー。

（´∀`）

…と、のろこのオススメ図書から話が始まりましたが、本題に入ります。

9月を過ぎた頃、我が家の子ども達にとって、とても楽しみなイベントが待っておりました…**運動会**です！
まずは、末っ子・ヤマの保育園。本来であれば保育園の隣にある広いグラウンドで行われていたのですが、震災前に比べて子ども達の人数が半分に減ったことなどもあり、縮小して園庭で行われました。

子ども達の楽しそうな笑顔と一生懸命な姿に時折ウルウル。そして何より、子ども達vs祖父母で行う「玉入れ」では、うちのじいちゃんを始め、参加している人も周りで見てる人も、みんなイキイキしていたのが特に印象的でした。

園庭から見える、瓦礫の山。そんな中で行われたから余計そう感じたのかもしれません。

毎年普通通りに行われるべき行事がこんなに嬉しくて輝かしいことだったなんて。縮小して行われたとはいえ、準備してくださった先生方にはあらためて感謝です。

ヤマの保育園の運動会の翌週に、カノとユイの小学校の運動会の代わりに、遠方からのご支援による「スポーツフェスタ」が行われました。**さらに！**

父兄用の観覧席と共に、たくさんの手描きメッセージが飾ってあったのです。

※我が家の子供達の小学校は隣の学校に間借りしているので、2色のジャージなのです。

みんな、めっちゃいい顔してる…（感動）
思う存分体を動かして楽しそうな姿をこうしてゆっくりと見られるなんて。準備してくださったプロジェクトの方々、ボランティアの皆さん、ありがとうございました！

最後に、こちらの言葉をご紹介。この言葉は当時の6年生さんの作品です。色々と胸に来る言葉だと思いませんか？もちろん、これからもこの先も創りあげていきましょう…！

様々な形での復興支援、
本当にありがとうございます！

業界の変動　令和2年12月1日～令和3年2月28日

変更等

支部	商号又は名称	変更事項	変更前	変更後
盛岡	ヤマミチ	所在地	〒020-0403 盛岡市乙部 4-44-1 TEL　019-613-6144 FAX　050-3737-8618	〒020-0403 盛岡市乙部 14-76-3 TEL　019-677-8471 FAX　019-696-5011
盛岡	㈱アパートセンター 矢巾駅前店	商号 所在地	㈱アパートセンター　津志田店 〒020-0835 盛岡市津志田 15 地割 43 TEL　019-637-5522 FAX　019-637-5525	㈱アパートセンター　矢巾駅前店 〒028-3614 矢巾町大字又兵エ新田 7 地割 192-1 TEL　019-613-7722 FAX　019-613-7712
盛岡	㈱ハウスメイトショップ 北日本法人センター	所在地	〒020-0062 盛岡市長田町 1-5 オルカ 101	〒020-0025 盛岡市大沢川原 3-8-40 パレスこずかた橋 2F
奥州	㈱協和建工	商号 代表者	㈲協和建工 菊池　豊昭	㈱協和建工 千葉　猛
奥州	丸協建設㈱	代表者	那須川　伸治	三浦　國彦

廃業

支部	商号又は名称
盛岡	リンクス

支店増設

㈱ラックランド　盛岡営業所
免許証番号／国土交通大臣（1）第 9568 号
政令使用人／原田　裕之
宅地建物取引士／細川　翔太
事務所／〒020-0034 盛岡市駅前通 13-21　開運ビル 2 階
TEL／019-652-5550　FAX／019-652-5552

会員数状況

令和 2 年 11 月 30 日現在会員数	589（正会員 502、準会員 87）
入　会　者　数	3（正会員　2、準会員 1）
退　会　者　数	1（正会員　1、準会員 0）
令和 3 年 2 月 28 日現在会員数	591（正会員 503、準会員 88）

レインズ利用実績データ

月	12	1	2	累計
登　録	270	334	232	836
売　買	186	185	140	511
売　主	60	57	30	147
代　理	1	1	1	3
専　属	5	3	6	14
専　任	61	56	39	156
一　般	59	68	64	191
賃　貸	84	149	92	325
成約件数	40	60	90	190
検索件数	3,596	2,998	3,210	9,804
図面検索件数	3,347	1,204	1,506	6,057

プレゼントクイズ

このコーナーは
どなたでもご応募できます！
チョット一息、空いた時間に試して
みてください。頭の体操で気分をリフレッシュ！

わかるかな！≪言葉クイズ≫

例題を参考に熟語２文字の真ん中１文字をお答えください。

（例）

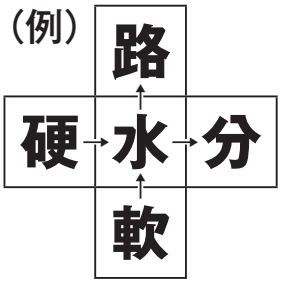

（問題）

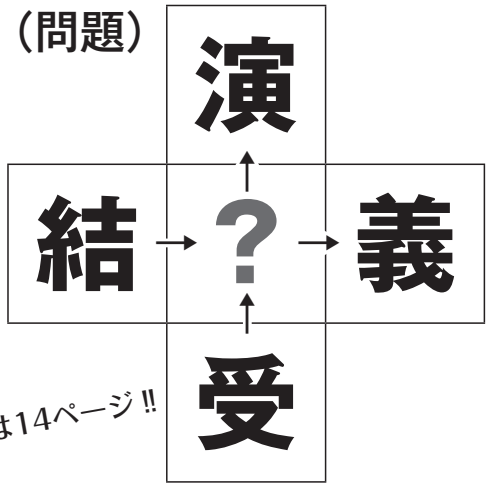

正解者の中から抽選で巻末の賞品を**３名様**にプレゼント！みなさまの応募をお待ちしています！

☆ヒントは14ページ!!

読者の窓

○「本で知るいわて」の記事を読み、紹介された本を読んでみようと思いました。　（盛岡市・岩本　容昭）

○イーハトーブは毎号、コーヒーブレイクの楽しみです。この誌名の理想郷が、コロナ禍の中にあって少しでも近づくことを願います。

（北上市・髙橋　敦子）

○記事が盛りだくさんでいつも楽しみにしております。このコロナ禍ですので、予防対策のほかに、免疫力向上の視点でコロナ対策の記事掲載なども良いのでは!!　（盛岡市　太田　修生）

○「トラブルから学ぶこと」は大変勉強になります。

（八幡平市・高橋　力）

編集の窓

全国から桜の便りの届くこの時期、岩手三陸海岸にはサクラマスがやってきます。

このサクラマスを、ジグを使用して釣るのをサクラマスジギングというのですが、ゲーム性も高くかなり人気のある釣りなのです。

私もこの釣りにはどっぷりはまっている一人です。昨年、青森は爆釣したのですが、三陸は不調…。釣行10回中ボーズ９回喰らいました。

今年は回遊数が多いようなので、残すところ１ヶ月ほどですが、毎週出かけるつもりでおります。

（有限会社ヘイジー　　佐藤広志）

◆◆◆ プレゼントクイズの賞品 ◆◆◆

今回のクイズの賞品は 株式会社南部美人の「日本一セット」を 3名様にプレゼント!!

（応募は 20 歳以上の方に限らせていただきます）

日本一おいしい市販酒を決めるコンテスト**「SAKE COMPETITION 2018」において純米大吟醸の部で１位、スパークリングの部で１位（２連覇）を達成！**日本酒の新しい瓶内二次発酵のスパークリングと純米大吟醸という蔵を代表する最高級酒の組み合わせです。

株式会社南部美人

本 社 蔵：〒 028-6101 岩手県二戸市福岡上町 13
営業時間：午前 8 時から午後 4 時まで
休　　日：土曜（隔週）・日曜・祝日
お問合先：TEL 0195-23-3133
FAX 0195-23-4713
ホームページ：https://www.nanbubijin.co.jp

QR コード

南部美人を蔵元から直接お届け!!
便利な蔵元直送ネットショップをご利用ください。

23 ページのクイズを解いて、ぜひ応募してください！

[応募要項]

ハガキまたは E メール（koho@i-tk.or.jp）に必要事項を明記してご応募ください。

- クイズの答え
- 郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号
  （会員の方は商号もお書き添え下さい）
- 情報誌イーハトーヴのご感想
  （紙上で紹介することがありますので、匿名希望・ペンネームの方は必ずお書き添え下さい）

正解者の中から抽選で賞品をお送りいたします。

- 締切 ―― **令和 3 年 4 月 30 日（金曜日）**当日消印有効
- 宛先 ―― 〒 020-0127　盛岡市前九年一丁目 9 番 30 号
  岩手県不動産会館
  （一社）岩手県宅地建物取引業協会　事務局

vol.139 プレゼントクイズ　正解と当選者発表

【正解】「曲」　【プレゼント賞品】『ホテル紫苑　温泉入浴券』５名様

●当選者……岩本　容昭　様 他４名　＼おめでとうございます！／

イーハトーヴ
宅建いわて vol.140
2021年4月
発行人　会長　多田幸司
編集人　広報流通委員長　小田島行伸
発行所　一般社団法人　岩手県宅地建物取引業協会　TEL 019(646)1111
公益社団法人　全国宅地建物取引業保証協会岩手本部
〒020-0127　盛岡市前九年一丁目9番30号　岩手県不動産会館
印刷所　山口北州印刷㈱